

平成28年度司法書士本試験問題と詳細解説

訂正情報

このたびは弊社の書籍をご利用くださいます。ありがとうございます。「平成28年度司法書士本試験問題と詳細解説」にて訂正がありました。お手数をおかけして申し訳ありませんが、訂正のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、謹んでお詫びいたします。

平成28年8月25日
東京法経学院 編集部

※アンダーライン (_____ 部分) が訂正箇所になります。

■午後の部 第21問 正解番号及び解説

※ 法務省より、平成28年度司法書士筆記試験の正解番号の発表がありました。その中で、第21問は誤っているものの組み合わせを解答する問題ですが、誤っている肢がイ、ウ、オの3つになる旨の発表がありました。それにより、3又は4いずれも正解（正解が二つになる）とする旨も発表されています。それにより、正解番号一覧及び解説を以下のとおり修正させていただきます。

● 7頁

修正前					修正後				
〔午後の部〕									
第21問	<u>4</u>	★☆☆	B	地上権の登記	第21問	<u>3又は4</u>	★☆☆	B	地上権の登記

● 196頁 午後の部 問題第21問

修正前				修正後			
第21問	正解 <u>4</u>	難易度	★☆☆	第21問	正解 <u>3又は4</u>	難易度	★☆☆
本問は、地上権の登記に関する出題である。				本問は、地上権の登記に関する出題である。			
<p>ア 正しいメモである。ゴルフ場所有目的（昭和47・9・19民三447号回答）とする地上権設定の登記として、順位番号等、各項目について、明らかなミスは認められない（平成21年通達記録例250参照）。</p> <p>イ 明らかに誤ってメモをしたものである。本件地上権はその存続期間が30年とされており、付記1号の地上権移転のあった、平成28年6月30日の時点では、すでに地上権は存続期間の満了により、消滅している。よって、地上権移転登記の前に、存続期間の変更の登記が存在しているはずで（昭和35・5・18民甲1132号通達参照）、その事項を省略して、記載したメモは明らかに誤ってメモをしたものである。</p> <p>ウ <u>正しいメモである。</u>その目的を借地借家法第23条第1項の建物所有とするものであるが、同地上権設定の登記として、順位番号等、各項目について、明らかなミスは認められない（平成21年通達記録例254）。</p> <p>エ 正しいメモである。本件登記は地上権を区分地上権とする変更登記であるが、そのような変更もみとめられており（平成21年通達記録例264）、同地上権の設定及び地上権変更の登記として、順位番号等、各項目について、明らかなミスは認められない。</p> <p>オ 明らかに誤ってメモをしたものである。地上権に抵当権を設定した場合（民369Ⅱ）、その抵当権の登記は、当該地上権について付記登記によってなされなければならない（不登規3④、平成21年通達記録例365）。本問では、これを主登記によっている。即ち、ここでは</p>				<p>ア 正しいメモである。ゴルフ場所有目的（昭和47・9・19民三447号回答）とする地上権設定の登記として、順位番号等、各項目について、明らかなミスは認められない（平成21年通達記録例250参照）。</p> <p>イ 明らかに誤ってメモをしたものである。本件地上権はその存続期間が30年とされており、付記1号の地上権移転のあった、平成28年6月30日の時点では、すでに地上権は存続期間の満了により、消滅している。よって、地上権移転登記の前に、存続期間の変更の登記が存在しているはずで（昭和35・5・18民甲1132号通達参照）、その事項を省略して、記載したメモは明らかに誤ってメモをしたものである。</p> <p>ウ <u>明らかに誤ってメモをしたものである。</u>その目的を借地借家法第23条第1項の建物所有とするものであるが、同地上権設定の登記として、<u>形式的に</u>、順位番号等、各項目について、明らかなミスは認められない（平成21年通達記録例254）。<u>ただし、その「存続期間」は、平成20年1月に「10年以上50年未満」に法改正されるまで、「10年以上20年以下」とされてお</u>り、設問の平成5年当時に、その「存続期間」を40年とすることはできない。したがって、本肢の<u>登記記録は明らかに誤ってメモをしたものである。</u></p> <p>エ 正しいメモである。本件登記は地上権を区分地上権とする変更登記であるが、そのような変更もみとめられており（平成21年通達記録例264）、同地上権の設定及び地上権変更の登記として、順位番号等、各項目に</p>			

順位番号は付記1号と記載すべきであった。そこで、その事項について順位番号2と記載したメモは明らかに誤ってメモをしたものである。

以上によって登記記録を明らかに誤ってメモしたものの組合せはイ及びオであるので4が正解となる。

ついて、明らかなミスは認められない。

オ 明らかに誤ってメモをしたものである。地上権に抵当権を設定した場合（民369Ⅱ）、その抵当権の登記は、当該地上権について付記登記によってなされなければならない（不登規3④、平成21年通達記録例365）。本問では、これを主登記によっている。即ち、ここでは順位番号は付記1号と記載すべきであった。そこで、その事項について順位番号2と記載したメモは明らかに誤ってメモをしたものである。

以上によって登記記録を明らかに誤ってメモしたものはイ、ウ及びオであるので3又は4が正解となる。